

漁業法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める船舶の基準を定める件

令和 2 年 11 月 16 日

農林水産省告示第2228号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第四十一条第一項第五号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める許可を受けようとする船舶の基準を次のように定める。

漁業法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める許可を受けようとする船舶の基準は、次の各号に掲げる大臣許可漁業ごとに当該各号に定めるものとする。

一 沖合底びき網漁業 船舶の推進機器の出力が次の表の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないこと。ただし、次のいずれにも該当する推進機関を有する船舶については、この限りでない。

イ 発電機関を兼ねるものであること。

ロ 船舶の推進機関の出力が、同表の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないよう推進出力を制限する機器を備え付けていること。

ハ ロの機器を停止することができないようにするための措置をとっていること。

船舶の総トン数の区分		最高限度
新トン数	旧トン数	
十五トン以上四十一トン未満	十五トン以上三十トン未満	六百七十キロワット
四十一トン以上七十六トン未満	三十トン以上五十トン未満	七百四十キロワット
七十六トン以上九十六トン未満	五十トン以上六十五トン未満	九百六十キロワット
九十六トン以上百二十六トン未満	六十五トン以上八十五トン未満	一千三十キロワット

備考

1 船舶の総トン数の区分の欄中「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)附則第三条第一項の特定修繕をいう。)が行われた船舶に適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

2 船舶の総トン数には、当該船舶の安全性若しくは居住性又は船員の安全若しくは衛生の確保に要したトン数を含まない。

二 以西底びき網漁業 船舶の推進機器の出力が一千三十キロワットを超えないこと。

附 則

この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。